



平成14年度決算を承認

— 7月26日(土)に第91回通常組合会開催 —

第91回通常組合会は、去る7月26日(土)に札幌グランドホテルにおいて開催された。今回の議案は、理事会専決事項の承認、平成15年度第1次補正予算、平成14年度決算の認定及び剰余金処分案の決定であり、これらは原案どおり承認された。

以下、通常組合会の概要についてお知らせする。

なお、平成15年度第1次補正予算、平成14年度決算書、事業報告書の詳細については本誌9月1日：第1020号附録で公示（道医国保公示第294号）しているのでご参照いただきたい。

組合会は午後3時30分、堀江洋三組合会議長が議長席に着き、「議員定数64名中、現在は51名の出席があり、出席者は過半数に達しているので組合会は成立する。」と宣し、組合会が開会された。

（最終出席者数 組合会議員55名、外に代理出席1名）

最初に、飯塚弘志理事長から次のような挨拶が述べられた。

飯塚弘志理事長挨拶（概要）

『今日は、全道各地から先生方には週末何かとお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より組合会議員として組合の運営に格別のご支援、ご尽力を賜うていただきますことに厚くお礼申し上げます。お陰様で平成14年度の組合事業も順調に終わることができました。改めて感謝申し上げます。』

本日の組合会におきましては、すでにご案内のとおり、平成14年度の収支決算の承認と、剰余金処分案の決定をいただくこと、そして、15年度の事業方針に沿って、理事会で専決改正いたしました健康診査実施規程及び10月の被保険証のカード化に向けての諸規程の一部改正について承認いただくこと、更には本年度、新たに国の補助事業として発足いたしました高額医療費共同事業について、国の定めた補正予算科目の新設提案を主なる議題としております。

平成14年度の決算につきましては、議案のところで詳細にご説明申し上げますので、ここでは簡単にふれさせていただきますが、今回、平成14年



飯塚弘志理事長挨拶

度決算を見ますと、歳入の保険料は、13年度同様若干の増収となっております。

また、歳出の保険給付費については、予想を大きく下回り、従って、当初予算計上してありました別途積立金からの繰り入れ行うこと無く、黒字の決算ということであります。

剰余金は1億8千万円、単年度収支でも1億3千万円の黒字であります。

しかし、今後の厳しい医業経営等による保険料収入の落ち込み、更には5年後に予定されている新高齢者医療制度の問題を考えると、75歳以上の被保険者を別保険とする、そうした場合における新たな拠出金の創設、或いは又65歳以上75歳未満を前期高齢者として保険者間における保険料負担の公平化を図るという、所謂財政調整問題も出てきております。

更には、閣議決定された医療制度改革の基本方針の中で、国保組合に対する国庫助成の在り方に

ついて、市町村とのバランスを考えて見直しを行う、ということが明記されておりまして、今後の制度改正に対応できる財政基盤の確保に、より一層の努力が必要と思われまます。

今後共、医師国保組合が健全な保険者として存続できますよう、組合員各位のご理解ご協力をお願いする次第であります。

本日お諮りする各議案につきましては、慎重審議の上ご承認を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。』



次いで、堀江議長から議事録署名議員として、次のとおり指名した。

上川郡中央：椎名弘忠議員、北見：山本栄司議員

この後、平成14年6月から平成15年5月までの1年間にご逝去された55名の組合員の方々のご冥福を祈り黙祷が捧げられた。

議長より、平成15年2月の組合会以降本日まで、新たに組合会議員になられた6名の方の紹介があり議事に入った。

報告事項に入り、本年4月から6月までの業務報告が赤倉昌巳常務理事からなされ、報告どおり承認された。

ここで議長は堀江議長から児島宏典副議長に交代した。

議案第1号 理事会専決事項につき承認を求め ることについて

赤倉昌巳常務理事から次の5項目について提案理由の説明が行われ、理事会専決どおり承認可決された。

- (1)「保険料返還に係わる予備費の充当について」
- (2)「役員等退職給与金の支給に係わる平成14年度予算の補正について」
- (3)「規約取扱規則及び諸規程の一部改正について」
- (4)「平成15年度自家診療特認地区の指定について」
- (5)「保険料の免除について」

議案第2号 平成15年度歳入・歳出予算の補正 について

赤倉常務理事が提案理由を説明し、審議の結



赤倉昌巳常務理事提案説明

果、理事者提案どおり承認可決された。

※補正予算は、国保組合に対する国の補助事業として高額医療費共同事業が全国国民健康保険組合協会の運営により平成15年度から実施されることになった。このため、国の実施要綱に基づき歳入では第3款「国庫支出金」に第2項第2目第2節として「高額医療費共同事業補助金」1千円を追加新設し、第6款として「共同事業交付金」1千円を新設、歳出では第6款として「共同事業拠出金」第1目「高額医療費拠出金」、第2目「高額医療費共同事業事務費拠出金」各1千円を新設する増額補正である。

また、拠出金の支出額及び交付金等の受入額が決定した場合は、理事会において必要額を補正すること、及び第1回の拠出金に不足が生じた場合は、この不足額を予備費から充当することが議決された。

この歳入歳出科目の新設により第6款以下の歳入歳出各科目の款番号を次のとおり順次繰り下げ変更した。

<歳入科目>

第7款 財産収入（第6款）、第8款 繰入金（第7款）、第9款 繰越金（第8款）、第10款 諸収入（第9款）。

<歳出科目>

第7款 保健事業費（第6款）、第8款 積立金（第7款）、第9款 諸支出金（第8款）、第10款 予備費（第9款）……括弧内は補正前の款番号を示す。

◎平成15年度当初予算総額 2,005,979千円

◎ “ “ 補正額（増額） 2千円



組合会の議場



千秋亨常務理事決算提案説明

◎平成15年度第1次補正後予算総額

2,005,981千円

議案第3号 平成14年度歳入・歳出決算について

千秋亨常務理事が詳細な説明をし、その後、井上勇監事から内部監査報告、岩本英男監事から公認会計士により実施された外部監査の監査報告が行われた。

審議の結果、理事者提案どおり承認可決された。

歳入総額	2,141,582,818円
歳出総額	1,960,218,999円
歳入・歳出差引残額	181,363,819円

議案第4号 平成14年度歳計剰余金の処分について

千秋常務理事が提案理由を説明し、次の剰余金処分案が理事者提案どおり承認可決された。

歳入歳出差引剰余金	181,363,819円
準備積立金	0円
特別積立金	0円
別途積立金	131,363,819円
翌年度会計繰越金	50,000,000円

以上で予定された議案がすべて議了し、飯塚理事長から閉会の挨拶があり、第91回通常組合会は午後4時40分閉会となった。

お知らせ 被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

次のような異動のときは事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。

なお、新規加入または一部加入されるときは『住民票』(写しも可)の添付が必要です。

- ◎一部加入＝出生、転入、社会保険離脱、従業員雇用等
- ◎一部喪失＝死亡、転出、社会保険加入、従業員退職等
- ◎届け出用紙の備付及び届け出先……各支部(所属の都市医師会及び札幌医科大学医師会事務局)
- ◎持参するもの……被保険者証(本証)：組合員の印鑑。(従業員が脱退するときは被保険者証の返還が必要です。)

※平成15年10月1日からは、被保険者の方が北海道医師国保組合を脱退(資格喪失)するときは、脱退する方の個人別「被保険者証カード」の返還が必要です。

〒060-0042

札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館 6階
北海道医師国民健康保険組合

TEL(011)271-7471 FAX(011)241-6414

道医師国保組合 お知らせ

被保険者証を 1 人 1 枚のカード様式に改正 本年10月 1 日から療養の給付割合を改定

平成15年10月 1 日から被保険者証が新しくなり
医療費の一部負担金の割合も変わります

北海道医師国民健康保険組合

現在、皆様が使用されている被保険者証は、有効期限が平成15年 9 月30日となっておりますので、10月 1 日付けで更新を行います。

新しい被保険者証は、9 月中にお手元に届くようお送りいたしますが、国の定めた個別カード様式になり、組合員・家族・従業員の被保険者全ての方に 1 枚ずつ交付することになります。ご確認の上、お受け取りください。(現在の遠隔地[㊤]・学生[㊦]・従業員[㊧]のカード証への表示は、無くなります。)

ただし、世帯員の異動があった場合は、従来どおり「資格取得・喪失届」の手続きをお願い致します。(旧証は、10月末日までに必ず所属都市医師会及び札幌医科大学医師会事務局又は組合へ返還してください。)

また、本年 2 月の通常組合会で規約が改正され、本年10月 1 日から医療費の一部負担金の割合を下記のとおり変更することと決定しておりますのでお知らせいたします。

なお、各医療機関におかれましては窓口での一部負担金の徴収について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【組合員へのお願い】

10月の被保険者証の更新（個人別カード化）実施及び医療費の一部負担金割合の変更につきましては、家族・従業員の被保険者の方々にも、ご周知していただくことをお願い申し上げます。

記

被保険者種別	入院・入院外	一部負担金の割合	
		現 行 (平成15年 9 月30日まで)	変更後 (平成15年10月 1 日から)
組 合 員	入 院	1 割	2 割
	入 院 外	1 割	2 割
家族・従業員	入 院	1 割	2 割
	入 院 外	3 割	3 割 (据置き)

ただし、下記に該当する場合は記載の法定負担割合となります。

3歳に達する日の属する月以前	入院・入院外	2割
70歳に達する日の属する月の翌月以後（一般所得該当者）		1割
70歳に達する日の属する月の翌月以後（一定以上所得該当者）		2割
道・市町村が実施している他法優先の場合（重度障害・母子等）		3割

豊かな老後 確かな支え… 現在、普及推進運動を実施中です!

日本医師会 年金

ご加入のおすすめ

特 色

1. 日本医師会が運営する会員のための唯一の年金。
私的年金として我が国最大規模を誇っています。
2. 長寿社会に対応した年金です。
長生きするほどお得な年金です。
3. 生活設計に応じて年金額を決定できます。
4. 掛金には上限がありません。増減はいつでもできます。
5. 計算利率は魅力ある1.5%です。

加 入 の 要 件

64歳6ヶ月未満の日本医師会会員（会員種別は問いません）

* お問い合わせは

北海道医師会「会員課」 TEL011-231-1434
FAX011-210-4514